

「墜落・転落災害の防止」

CSP労働安全コンサルタント 二階堂 久

今号から、労働災害を防止するための情報や考えるヒントを紹介することになりました。初回のテーマは、「墜落・転落災害の防止」を取り上げます。

社内教育の絶好の機会

今年2月、安全帯から墜落制止用器具に変わり、一般的な建設作業の場合は高さが5mを超える箇所などの場合はフルハーネス型を使用することになりました。また、高さが2m上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務は特別教育の受講が必要になりました（図表1）。

建設作業の状況	フルハーネス着用	特別教育
高さ5mを超えて 作業床がある	使用	必要なし
高さ2m以上で 作業床を設けられない	使用	必要

（図表1）

建設現場で作業を行っていれば、普段フルハーネス型を使用していない作業員でも、今後いつ使用することになるかわかりません。職場巡視、点検、検査などでもフルハーネス型を使用しなければなりません（基安安発1120第1号（平成30年11月20日）墜落制止用器具に係る質疑応答集）。

今回改正の特別教育をきっかけに、安全教育の場として、墜落・転落災害の防止を推進してください。6時間の中には「Ⅲ 労働災害の防止に関する知識」がありますので、過去の社内災害事例をリマインド教育してください。また、「Ⅴ 墜落制止用器具の使用等方法」の実技がありますので、装着やその後の各ベルト長さ調整のほか2丁掛フックの盛替えなどを習得させてください（図表2）。

特別教育の講師を依頼される時によく受ける質問に、「建設業も他業種と同じように6.75mよりも高い箇所で作業する時にフルハーネス型を使用すればいい

学科科目	時間
I 作業に関する知識	1 時間
II 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る）に関する知識	2 時間
III 労働災害の防止に関する知識	1 時間
IV 関係法令	0.5時間
V 墜落制止用器具の使用等方法等	1.5時間

（図表2）

のではないかとあります。

この回答として、胴ベルト型の墜落制止用器具で宙ぶりの危険体感を行った時、腹部の負担がきつく、墜落を阻止できたとしてもまったく助かる気がしなかった、という私が経験した感想を紹介します。鳶工は以前からフルハーネス型を使用していますので、元請下請にかかわらず、どのように工夫すれば、フルハーネスを使用できるかを優先して考えてくださいと説明しています。たとえば、

- ①フックを掛ける位置をD環より高くする
- ②たるみの少ない親綱を張る
- ③ロック機能付きの巻取りランヤードなどを採用する

などです。

また、自主的に理解度確認テストを実施している場合がありますが、教育効果を上げるために有効だと思います。ただ、○×で解答させる方式は正誤に関心がいくので効果があがりません。私が実践している記述式テストの一部抜粋を紹介します（図表3）。

問題Aは1本の親綱でふたり作業をしています。「1スパンひとりで作業する」のようにKYで記載できるような簡潔な回答を求めます。これはKYの記載は職長だけという現実を解消したいことを含んでいます。問題Bは手すりだけ高くすればいいと誤って設置してあることがあるため、墜落の防止になっていない設備を見かけることがあります。手すり下端と中桟上端の距離は「45cm以下」（基安安発第0515001号（平成21年5月15日）改正労働安全衛生規則（足場関係）の施

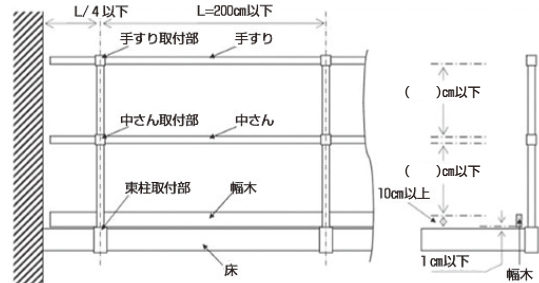
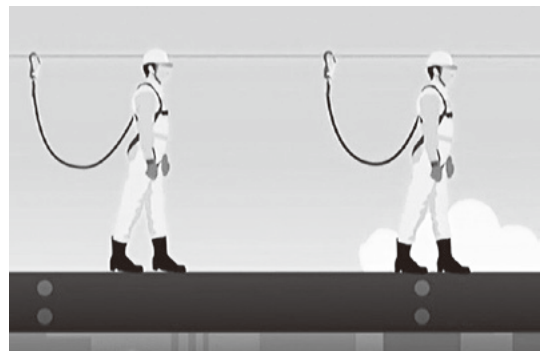
行に係る疑義照会について) という具体的な数値を覚えるようにします。

しかしながら、墜落制止用器具は保護具になります。リスクアセスメントでは最終手段です。墜落・転落災害を防止する上で、最も効果的な対策は不安全状態をなくして、作業者が誤っても墜落しない設備を設けることです。

作業者が落ちない設備の設置

図表4は開口部の手すりに緩んだロープを代用しており、棒状の丈夫な部材を使用していません(基発第0311001号(平成21年3月11日)、基発0331第9号(平成27年3月31日)労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について)。図表5は手すりも中棧もない箇所があります。元請が現場巡視を行っていないこともうかがえます(労働安全衛生法第30条、労働安全衛生規則第637条など)。

図表6は「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の概要」(厚生労働省)から抜粋したものです。法令を順守した上で、「より安全な措置」を取り入れた設備を実践してください。



(図表3)

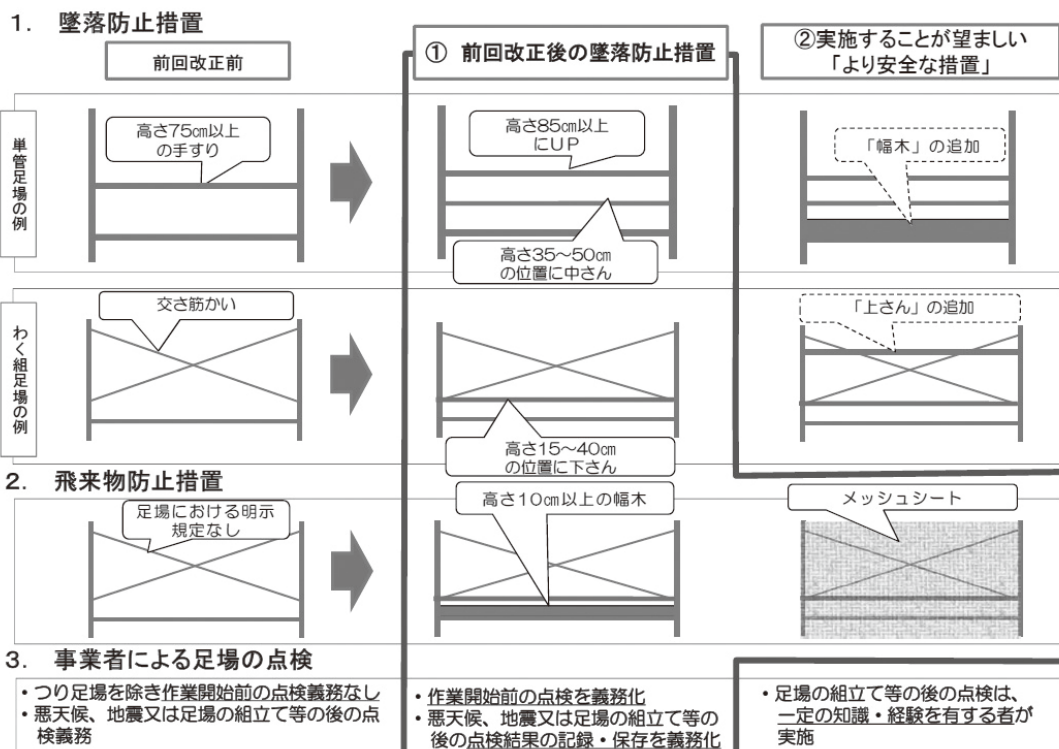


(図表4)



(図表5)

(参考) 前回(平成21年6月)の足場からの墜落防止措置等の強化の概要



(図表6)

CSP労働安全コンサルタント(Certified Safety Professional Consultant)とは、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会より継続的に研鑽を積んでいると認定され称号使用を許可された者

